平成２５年（フ）第１５４号
福島県郡山市富久山町久保田字水口18番地の２　第１藤ノ井マンション206号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字岡ノ城89番地の16
破産者　緑川　　実
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
福井県小浜市尾崎第36号29番地
破産者　谷口　　剛
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
高知県吾川郡いの町枝川784番地38
破産者　森澤　健爾
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３８１号
名古屋市瑞穂区八勝通３丁目１番地　ハイツ八勝301号
破産者　庄原小夜子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月10日午後１時30分
平成26年12月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１２号
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町583番地25澁谷あさ江方・大阪府泉南市新家1414番地の６梶利男方、前住所大阪府泉南市新家725番地の55
破産者　澁谷　厚志
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月17日午後２時30分
平成26年12月９日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２０２号
埼玉県久喜市本町４丁目10番８号、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市上町25番43号
破産者　内田　秀子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
2　一般調査期日　平成27年２月２日午前10時45分
平成26年12月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９４号
埼玉県戸田市本町３丁目２番16号　ケイユーハイム203号室
破産者　佐藤　洋博
1　破産債権の届出期間　平成27年１月15日まで
2　一般調査期日　平成27年２月10日午前11時
平成26年12月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
埼玉県東松山市大字石橋2203番地21　レオパレスドリームスクエア113号室
破産者　赤沼　康夫
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月17日午後１時10分
平成26年12月９日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５５０号
大阪市北区天満１丁目21番９号　プリマヴェーラ天満701号室、住民票上の住所福岡県春日市春日10丁目47番地　善コーポ春日103号
破産者　藤田　政信
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月19日午後３時30分
平成26年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第１９号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙5053番地、開始決定時の住所宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
破産者　日髙　　勝
1　期日　平成27年２月16日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年12月９日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２１号
山口県玖珂郡和木町和木５丁目８番37号
破産者　中谷ホールディングス株式会社
異議申述期間　平成27年１月19日まで
平成26年12月10日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２０号
山口県防府市大字田島1772番地
破産者　有限会社ライズ
異議申述期間　平成27年１月21日まで
平成26年12月10日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾14番地１
破産者　有限会社梶谷旅館
異議申述期間　平成27年２月10日まで
平成26年12月10日
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第３号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第三ドムール長居603号
破産者　梶谷　　本
異議申述期間　平成27年２月10日まで
平成26年12月10日
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第４号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第三ドムール長居603号
破産者　梶谷スズ子
異議申述期間　平成27年２月10日まで
平成26年12月10日
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第５号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第３ドムール長居603号、前住所島根県隠岐郡隠岐の島町栄町79番地
破産者　梶谷　　敦
異議申述期間　平成27年２月10日まで
平成26年12月10日
松江地方裁判所西郷支部破産係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０５１号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目３番６号
清算株式会社　株式会社日本橋商事
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０６０号
東京都港区海岸１丁目４番22号
清算株式会社　株式会社ＳＳＩ
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第６号
京都府宮津市字浜町3006番地
清算株式会社　株式会社まちづくり推進機構
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
三重県四日市市新正４丁目７番８号
再生債務者　株式会社プロス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　三重県四日市市三栄町４－９コーポタルトク１階　リベラ法律事務所　弁護士　塚越　正光
平成26年12月８日　津地方裁判所四日市支部